

道路（私道）に対する固定資産税・都市計画税の軽減について

土地の一部を道路として利用している場合、所有者の方からの申告書の提出に基づき、翌年度からその道路部分に対する固定資産税・都市計画税を軽減することができます。

適用を受けるためには、道路としての下記の要件に加え、対象となる道路の面積及び位置を正確に確認できることが必要となるため、その道路部分が分筆されていない場合は、地積測量図等（測量資格を有する方の作成した図面に限ります）の提出が必要になります。

※申告に基づき現地を確認の上、軽減ができるか否かを判断します。

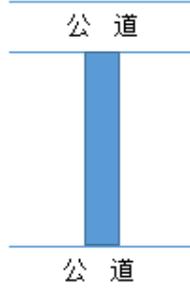
◎道路としての要件

下記イメージ図のような道路であって、次の要件を満たしていること

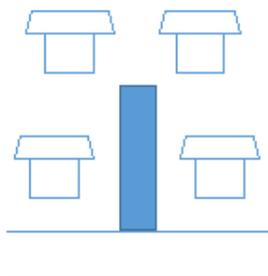
- 客観的に道路として認定でき、専用的に通行の用に供されているもの
- 利用上の制約を設けていないもの
- 広く不特定多数の利用に供されているもの

※家屋建築時の敷地面積に算入されている土地は、該当いたしません

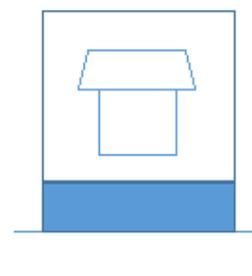
通り抜け道路



行き止まり道路



セットバック道路



詳細は市川市役所固定資産税課土地班までお問い合わせください。



<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>

電話 047-712-8668(直通)

FAX 047-712-8744